

【表紙】
【提出書類】 変更報告書 No.4
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 株式会社メディopalホールディングス
代表取締役社長 渡辺 秀一
【住所又は本店所在地】 東京都中央区京橋三丁目1番1号
【報告義務発生日】 令和8年5月11日
【提出日】 令和8年5月15日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 保有目的の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社PALTAC
証券コード	8283
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社メディopalホールディングス
住所又は本店所在地	東京都中央区京橋三丁目1番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	大正12年5月6日
代表者氏名	渡辺 秀一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	持株会社として、医療用医薬品等卸売事業、化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業、及び動物用医薬品・食品加工原材料卸売等関連事業などを行う関係会社の株式を所有することによる当該関係会社の経営活動の管理・支援および当社グループにおける事業開発等

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都中央区京橋三丁目1番1号 株式会社メディopalホールディングス 主席執行役員 財務戦略担当 鎗水 博司
電話番号	03(3517)5800(代表)

(2) 【保有目的】

医療用医薬品等卸売事業を行う完全子会社と重複する顧客を持つ発行者を子会社としてグループ化していることにより、グループ企業価値を高めることを目的とします。

また、提出者は、2026年5月11日開催の取締役会決議により、発行者の株主を提出者のみとして発行者を完全子会社化することを目的とする一連の取引の一環として発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）のすべて（ただし、提出者が所有する発行者株式及び発行者が所有する自己株式を除きます。）（以下「本公開買付対象株式」といい、本公開買付対象株式に対する公開買付けを「本公開買付け」といいます。）を取得するため、本公開買付けにおける発行者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を6,650円として、本公開買付けを実施することを決定しており、本公開買付けに応募した発行者の株主から、本公開買付対象株式を取得する予定です。本公開買付けは、買付予定数を28,940,739株、買付予定数の下限を8,676,100株とし、2026年5月12日から2026年7月7日まで（41営業日）を買付け等の期間としており、決済の開始日は2026年7月14日となる予定です。

さらに、提出者は、発行者の完全子会社化を目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。

具体的には、提出者は、本公開買付けの成立後、提出者が、合計で発行者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、提出者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、提出者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、発行者の株主（提出者及び発行者を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する発行者株式のすべてを提出者に売り渡すことを請求する予定です。なお、当該売渡請求においては、発行者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を本売渡株主に対して交付することを定める予定です。他方、提出者は、本公開買付けの成立後、提出者が、合計で発行者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、発行者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む発行者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2026年9月を目途に開催することを発行者に要請する予定であり、提出者は、本臨時株主総会において当該各議案に賛成する予定です。なお、本株式併合をすることにより、株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた発行者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する発行者株式を発行者又は提出者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。提出者は、当該端数の合計数に相当する発行者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった発行者の株主（ただし、提出者及び発行者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた発行者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを、発行者に要請する予定です。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	31,853,485			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T

他社株等転換株券	G		N	U	
合計(株・口)	V	31,853,485	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z				
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の 数	AA				
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB				31,853,485
株券、株券預託証券及び株券信託受益 証券のうち保有潜在株券等の数に加算 すべきものの数	AC				
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N +O+P+Q+R+S+T+U+AC)					

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年5月11日現在)	AD	62,000,000
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合(%) (AB/(AD+AE-AF)×100)		51.38
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		50.12

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(AG)(千円)	
借入金額計(AH)(千円)	
その他金額計(AI)(千円)	
上記(AI)の内訳	株式交換により21,235,657株取得 株式分割(普通株式1株につき1.5株)により10,617,828株取得

取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	
----------------------	--

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地